

はしがき

「子どもの権利」研究の特徴

「子どもの権利」研究とは、どのような特徴をもつ学問領域なのだろうか。条約批准をめぐる動きから説き起こしていきたい。「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、日本は1994年4月に世界で158番目に批准したが、当時の教育行政や福祉行政の受け止めは後ろ向きであった。

吉永省三は、批准直後の文科省事務次官による「本条約は今日なお貧困、飢饉など困難な状況にある国の児童のために採択されたもので、そうではない日本の教育関係法令等の改正は必要としない」という趣旨の通知（1994年5月）を取りあげているが、これは条約と日本との切断を図ったものである。他方で、子どもの生活にかかわる児童福祉行政（厚労省）は、1990年代に二つの動き、すなわち1990年の「1.57ショック」（合計特殊出生率）を旗印にした少子化対策と、1990年に計上を開始した「児童虐待相談対応件数」を根拠として保護的な児童福祉施策を強化することで、子どもの権利の視点をかわした（受け流した）のであった。

当時の国の消極的な動きに対して突破口を切り拓いたのは、自治体レベル・市民レベルの取り組みであった。兵庫県川西市では、1998年に「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定し、子どもを主体とした公的第三者機関の運用を開始した。神奈川県川崎市では2年近い準備期間をとおして、2000年に「川崎市子どもの権利条例」（総合条例）を制定し、子どもの権利に基づく多様な事業を開始した。条約批准をめぐる以上のような動向は、その後の「子どもの権利」研究に次のような方向性を意識させるようになったのではないか。

第一に、生存権や社会権など特定の権利内容に限定せず、意見表明権をはじめ一人ひとりの子どもが生まれながらにもつ多様な権利内容の総合的・包括的（ホリスティック）な保障を目指すこと。

第二に、グローバルスタンダードである「子どもの権利条約」をローカルスタンダードとし

て、言わばナショナルスタンダードを跳び越す形で、多様な主体とともに推進していくこと。

第三に、権利を享有し行使する主体である、今この時、この場に生きる子どもの現実（困難や生きづらさ等）の解決を目指し、学際的・実践的な取り組みを通して子どもに応答していくこと。

「子どもの権利」研究の基盤

2022年に条約の4つの一般原則を反映した基本理念（第3条）と子ども施策に対する子どもの意見反映（第11条）を規定した「こども基本法」が制定され、子どもの権利がナショナルスタンダードとして位置づけられた。そこで、「子どもの権利」研究の基盤となる考え方について、荒牧重人が第35号「はしがき」に記載した内容を確認しておきたい。

「条約は子どもの権利保障についての世界共通基準・グローバルスタンダードである。条約は、国（立法・行政・司法）を拘束して子どもの権利を保障しようとする（条文の主語が「締約国」になっている意味でもある）。法的な位置として、日本国憲法よりは下位にあるが、法律よりは上位の規範なので、（本来は）条約に反する法律や行政は変えなければならない、裁判所は条約を裁判規範として援用しなければならないはずであった。子どもに関連する法令は、条約と『適合的に』解釈・運用されなければならないのである。自治体もローカルガバメントとして条約実施の『主体』であるとされる。

また条約は、市民社会においても、子どもに対する向き合い方、活動の在り方を示す社会規範としての意義を持つ。条約を理解する上でとくに大切なことは、生まれる環境を選べない子どもが1人の人間として成長・自立していくために必要な権利を含むこと、条約は理想を定めているのではなく、現実の子どもの問題を権利の視点で解決していくことである。子どもは単に未来の担い手ではなく、『いまを生きる主体』なのである。

また、『子どもだから』『心身ともに発達途上にある』として子どもの市民的権利等を制限することは、かえって子どもの成長や自立を妨げ

ると考えている。さらに、条約は、子どもをおとなと同じように取り扱うことを求めているのではなく、子ども期にふさわしい、より手厚い権利保障を要請している。条約の適用にあたっては、『自国籍』の子ども、自国社会で生活する多様な文化的背景・国籍を持つ子ども・無国籍の子ども、国外の子ども、いずれの権利保障も大切である。」(荒牧 2024)。

参考文献

- (1) 吉永省三 (2025) 「子どもの権利を基盤とする『相談・救済』制度の30年とこれから」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第36号、24-29
- (2) 森田明美 (2025) 「子どもの権利を基盤とした自治体子ども計画の到達点とこれから―世田谷区での20年のかかわりをおして」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第36号、15-23
- (3) 喜多明人 (2002) 「“実践的子どもの権利学”への道―子どもの権利規範の歴史的な形成過程をたどる」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』創刊号、日本評論社、3-10
- (4) 荒牧重人 (2024) 「はしがき」子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利研究』第35号、2-3

(加藤 悦雄)